

# 令和8年度 高度ものづくり企業のブランド力向上事業業務委託基本仕様書

## 1 委託業務の名称

令和8年度 高度ものづくり企業のブランド力向上事業業務

## 2 委託業務の目的

県内には高度な技術を持つ中小製造業者が多く存在しているが、デザインや広報について専門の人材・部署を持つ余裕のある企業は少ない。こうした企業に対し、県内のデザイナー等による展示ブースを使った広報などの指導・プロデュースを行うことで、自社の強みを効果的に伝える表現力を養う。これにより、製品や技術のブランド力を高めて売上拡大を図り、「発信力を備えた強い企業」への成長を支援することを目的とする。

## 3 委託業務の実施期間

契約の日から令和9年3月15日までとする。

## 4 委託業務内容

### (1) 企画・構成

- ・ プロポーザルでの提案内容をもとに、県と協議を行い、内容を決定し、展示ブースの設営等の表現力向上の指導を行うこと。

### (2) 展示ブースの制作

#### ① ブースの方向性について

- ・ 本事業の目的を踏まえ、令和8年度秋にオープンする新庁舎において、オープニングイベント等での来庁者（企業や大学関係者等）に向けて効果的なアピールになる内容とすること。
- ・ 展示企業の製品や技術のアピールにより、オープンイノベーションや共同研究につなげることを想定した内容であること。
- ・ 実際の展示会にも転用できる内容であること。なお、ブースのすべてである必要はない。
- ・ 展示企業と綿密に打ち合わせをして展示内容を決めること。

#### ② 設置場所について

- ・ 展示ブースは新庁舎の指定の場所（約5m×8m）で行うこと。場所の詳細は別添参照。指定場所において、約3m×3mのブースを2つ（2社分）以上同時に設置すること。

#### ③ 展示する企業について

- ・ 展示する企業は実施期間内で4社以上とすること。各企業の展示期間は2か月程度とし、各企業で同程度とすること。
- ・ 効果的なアピール方法の検証のため、各企業の展示期間中にレイアウト変更を1回以上実施すること。
- ・ 企業の選定は、北部産業技術共創センター（旧 東北部工業技術センター）（以下、「センター」という）との共同研究経験のある企業など、高度な技術力を保有する県内企業から選定すること。なお、展示企業は県と協議して決めること。

#### ④ ブースの設営について

- ・ 壁に穴をあけるなど、建物への元に戻せない工事等は不可とする。

- ・ ブースに使用する什器を制作すること。なお、既製品の購入でも良い。
- ・ 什器は各企業で同じでも異なっても良い。また先に使用した什器を別の企業での展示に用いても良い。
- ・ センター所有の LED ディスプレイを活用しても良い。ディスプレイは固定式であり、設置されている場所は別添参照。ディスプレイサイズは約 6 × 2.4 m で、LED のピッチは 1.59 mm。ただし 1 ユニットのディスプレイは約 0.6 × 0.3 m。ディスプレイを 2 ～ 4 分割に区切って複数の映像を流すことも可能。

⑤ その他について

- ・ 展示ブースの管理（ブースの状態確認等）や展示企業の選定（選定方法の検討も含む）も委託業務に含む。ただし、企業の選定は県の協力を仰いでもよい。
- ・ ブースの管理に受託者が常駐する必要はないが、必要に応じてブースの状況を確認すること。特に、センターの見学会等のイベント開催中は状況を確認することが望ましい。
- ・ 写真や動画などは撮影すること。
- ・ 展示ブースの制作だけでなく、本事業終了後に各企業自身が自社製品・技術を効果的に表現できるようになることを見据えて、本事業期間中はその都度指導すること。
- ・ 本業務の目的を達成するにあたり有効と考えられることを受託者が提案して追加することも可能とする。
- ・ 新庁舎開所式(11月中旬ごろ予定)には展示が開始されていることが望ましい。

(3) 事業効果の検証

- ・ 展示企業に対して、事業途中や終了後に、良かった点、改善点、感想などの聞き取りを行うこと。
- ・ 展示企業に対して、商談につながった内容の聞き取りを行うこと。聞き取り内容は商談件数および相手企業名・所在地など。
- ・ 聞き取りを行った結果から事業効果についてまとめ、県に報告すること。
- ・ 本業務の目的を達成するにあたり有効と考えられることを受託者が提案して追加することも可能とする。

## 5 成果品

受託者は業務内容を取りまとめ、(1)～(3)に定めるとおり成果品を納品すること。なお、電子データの成果品については、1つの USB メモリにまとめても良い。

(1) 展示ブース

- ・ 展示ブースに用いた什器やポスターなど一式。ただし、令和 8 年度事業終了時点で、展示ブースは解体せず、各企業の展示物のみ取り除いた状態とすること。

(2) 動画（動画コンテンツを制作した場合に限る）

- ・ USB メモリ（AVI および MP4 の 2 種類の形式）：2 個

(3) 事業効果に関する報告書（事業効果のまとめなど）

- ・ A4 サイズの印刷物：2 部
- ・ USB メモリ（PDF 形式）：2 個

(4) 納品

納品場所は、北部産業技術共創センターとする。

## 6. 留意事項

### (1) 協議打合せ等

本仕様書の内容を理解した上で、目的および内容に沿った実施計画を作成し、県と打合せを行うこと。また業務の準備状況、実施状況については随時報告すること。

業務の実施にあたって県の関係部署の職員が同行を希望する場合には、可能な限り同行させること。

本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行い、業務を実施すること。

### (2) 事業実施体制

事業全体をコーディネートする連絡調整者を配置すること。なお、専任でなくても良い。その他、業務に必要な人員体制を整えること。

本事業を実施するにあたり、事業の中で生じたトラブル等については、受託者が責任を持って対応すること。

### (3) 費用負担

本業務の遂行に伴う費用は、原則として全て受託者の負担とする。また、受託者の責による事故等により発生した損害は受託者の負担とする。

### (4) 法令順守

本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を順守すること。

### (5) 機密保護・個人情報保護

受託者は、委託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお当該事項は、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果品（業務の過程で得られた記録等も含む。）を県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。

委託業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は委託終了までに県に返却すること。

委託業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

委託業務に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。

### (6) 権利の帰属

#### ・著作権

成果品の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む。）は、委託料の完済により県に移転する。

県または受託者が従前から有していた著作権については、それぞれ県または受託者に帰属するものとする。この場合、受託者は、県が成果品を利用するために必要な範囲で、県に対し著作権法に基づく利用を無償で許諾することとする。

#### ・著作者人格権

受託者は納入成果品に係る著作者人格権を行使しないこと。

#### ・所有権

成果品の所有権は、成果品の引渡しをもって県に移転する。

#### ・第三者の権利侵害

納入成果品に第三者が有する著作権、肖像権その他の権利に係るものが含まれている場合は、当該権利の使用許諾その他一切の必要な手続を受託者の費用負担で行うこと。

納入成果品がいかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることをそれぞれ保証すること。

第三者からの権利の侵害について異議の申立または対価の請求、損害賠償請求等があった場合には受託者の責任と負担において処理すること。

(7) 再委託

本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を委託者に提示し、協議了承を得ることとする。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。

(8) 契約の解除

契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。

(9) 書類の保管

受託者は、受託業務にかかる経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類を整理するものとし、事業の完了日の属する年度の終了後 10 年間これを保存するものとする。

(10) その他

本事業は、令和 8～9 年度の 2 カ年計画により、ものづくり企業の表現力強化に取り組むことを想定している。令和 9 年度には、展示においてどの企業にも共通する一般的なノウハウをまとめたガイドラインやテンプレート等を作成し、研修等を通じて幅広い企業に水平展開することを予定している。そのため、令和 8 年度はそれを見据えた提案をすること。